



福岡高等検察庁

検察庁とは

検察官の事務を統括する機関であり犯罪を捜査して起訴・不起訴などの処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督することで、社会正義を実現するという重要な役割を担っています。

業務内容

検察庁には、「検察官」とともに「検察事務官」が配置されており、国家公務員採用試験に合格し、検察事務官に採用されると、主に次のような部署で業務を行います。

捜査・公判部門

検察官を補佐し、犯罪の捜査や裁判に向けた準備などを行う部署

検務部門

事件の受理、裁判で言い渡された刑の執行(拘禁刑の執行手続や罰金等の徴収)などを行う部署

事務局部門

検察庁の業務全般が円滑に行われるように総務や会計などの組織運営を行う部署

職員数・勤務地・転勤・昇進

九州各県に地方検察庁が置かれており、高等検察庁は福岡県にのみ置かれています。九州全体で約1,200名の検察事務官がおり、採用後、2～3年ごとに、各部門や県内の地方検察庁支部へ異動します。

また、法務省(本省)、最高検察庁、福岡高等検察庁へ異動することもあります。

検察事務官に採用されると、係員、係長級、課長補佐級、課長級、検務監理官・首席捜査官・事務局長級と勤務成績に基づき、昇任します。また、一定の受験資格に達し、試験に合格すると、副検事・検事に任官することもできます。

検察庁の業務
詳しくは↓



～先輩からのメッセージ～

私は、現在、捜査公判部門の立会事務官として、検察官とペアになって執務に励んでいます。立会事務官の仕事は、検察官の取調べの立会いや捜査・公判に必要な書類の作成、関係機関との連絡調整等があり、事件の適正な処理のために、日々、様々な事件と向き合っています。法律や根拠規定等に従った基本に忠実な執務を心掛け、検察官が事実に基づいた適正な事件処理ができるように補佐しています。事件記録を読み込み、自分なりの意見を持った上で、検察官の指示を受けながら、主体性を持って執務をすることができています。



(R6年採用、採用区分：一般職(大卒)行政九州)



私は、現在入庁2年目で、捜査公判部門において捜査事務管理を担当しており、主に、被疑者等に対して精神鑑定を行うための鑑定医や病院の選定、外国人被疑者等の取調べのための通訳人の手配等を行っています。私は、入庁するまで法律を学んだことがほぼなく、不安を抱えていました。しかし、充実した研修制度や優しい先輩方の指導、明るい職場の雰囲気と疑問点があればすぐに質問できる風通しの良い環境のおかげで、日々自分をアップデートさせながら、責任感を持って業務を遂行できています。また、検察庁における業務を通して、それぞれの事件には様々な事情や背景があり、1つとして同じ事件はなく、捜査を通じて真相を解明することができる点も大きな魅力だと思います。

(R6年採用、採用区分：一般職(高卒)事務九州)



←採用情報はこちら

◆問合せ先 福岡高等検察庁 人事課

【電話】092-734-9005

【住所】〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-3